

記載例 ④

退職等により未徴収税額を給与等から一括して徴収する場合

受付印

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

市処理欄
現年度
新年度

◎異動（退職・転勤・休職等）があった場合は、異動事由が発生した月の翌月10日までに必ず提出してください。

年度		①現年度 2.新年度 3.両年度
特別徴収義務者 指定番号 (給与所得者の 宛番号)	9710000001	
所属	総務課	
氏名	甲野 一郎	
担連 当絡 者先 電話	099-200-0000 内線(123)	
フリガナ	ゴ ガウ タロウ	
氏名	五月 太郎	
生年月日	平成元年 2月 3日	
個人番号	123456789123	
受給者番号	12345	
1月1日 現在の住所	鹿児島市山下町〇番△号	
異動後の 住所	同上	
特別徴収税額 (年税額)	12,000 円	
徴収済額	3,000 円	
未徴収税額 (ア)-(イ)	9,000 円	
異動 年月日	8月 31日	
異動の事由	1. 退職 (職) 2. 転勤・長 3. 死 亡 4. 死 別 5. 支払少額・不足 6. 支 少 額 7. 支 少 額 8. 支 少 額 9. 支 少 額 10. 支 少 額 11. 支 少 額 12. 支 少 額 13. 支 少 額 14. 支 少 額 15. 支 少 額 16. 支 少 額 17. 支 少 額 18. 支 少 額 19. 支 少 額 20. 支 少 額 21. 支 少 額 22. 支 少 額 23. 支 少 額 24. 支 少 額 25. 支 少 額 26. 支 少 額 27. 支 少 額 28. 支 少 額 29. 支 少 額 30. 支 少 額 31. 支 少 額 32. 支 少 額 33. 支 少 額 34. 支 少 額 35. 支 少 額 36. 支 少 額 37. 支 少 額 38. 支 少 額 39. 支 少 額 40. 支 少 額 41. 支 少 額 42. 支 少 額 43. 支 少 額 44. 支 少 額 45. 支 少 額 46. 支 少 額 47. 支 少 額 48. 支 少 額 49. 支 少 額 50. 支 少 額 51. 支 少 額 52. 支 少 額 53. 支 少 額 54. 支 少 額 55. 支 少 額 56. 支 少 額 57. 支 少 額 58. 支 少 額 59. 支 少 額 60. 支 少 額 61. 支 少 額 62. 支 少 額 63. 支 少 額 64. 支 少 額 65. 支 少 額 66. 支 少 額 67. 支 少 額 68. 支 少 額 69. 支 少 額 70. 支 少 額 71. 支 少 額 72. 支 少 額 73. 支 少 額 74. 支 少 額 75. 支 少 額 76. 支 少 額 77. 支 少 額 78. 支 少 額 79. 支 少 額 80. 支 少 額 81. 支 少 額 82. 支 少 額 83. 支 少 額 84. 支 少 額 85. 支 少 額 86. 支 少 額 87. 支 少 額 88. 支 少 額 89. 支 少 額 90. 支 少 額 91. 支 少 額 92. 支 少 額 93. 支 少 額 94. 支 少 額 95. 支 少 額 96. 支 少 額 97. 支 少 額 98. 支 少 額 99. 支 少 額 100. 支 少 額	
異動後の未徴収 税額の徴収方法	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号	97	新規	法人番号		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を ____ 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
所在地			担当者 氏名		
フリガナ			氏名		
氏名又は名称			電話		
			内線 ()		

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	9月22日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	9,000 円	左記の一括徴収した税額は、 9月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
----	--	--------	-------	---------------------	---------	---

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
----	--	---------

特別徴収義務者のマイナンバー（個人事業主の場合）又は法人番号を記入してください。

給与所得者のマイナンバーを記入してください。

本市から送付された特別徴収税額の決定・変更通知書の指定番号・宛番号・受給者番号を記入してください。

同じ金額を記入してください。

一括徴収分（この例では 9,000 円）を何月分で納入するかを記載する欄です。一括徴収分を納入する月を必ず記入してください。

一括徴収を選択した場合は、その理由を選んで番号を記入してください。

- ◎異動後の月割額を合計して、最後の給与又は退職金等から天引きすることを一括徴収といいます。
- ◎令和6年6月から12月までの異動の場合は、本人の承諾を得て一括徴収してください。
令和7年1月から4月までの異動の場合は、必ず一括徴収してください。
- ◎死亡された方の未徴収税額を一括徴収することはできませんので、普通徴収に切り替えてください。(P6(7)③をご参照ください。)